

公益財団法人徳川ミュージアム友の会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人徳川ミュージアムの活動目的の遂行を円滑に行うために、会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は歴史と美術を愛する方で、当財団の活動に興味のある方は誰でも入会が可能である。

2 会員は、個人維持会員、個人特別会員、法人維持会員、法人特別会員をもって組織する。

(会員の特典)

第3条 会員は以下の特典を有するものとする。

維持会員（個人・法人）

- 1 会員証の発行
- 2 徳川ミュージアムで会員証の提示により、ご本人（法人の場合は該当法人の所属者）と同伴2名様までの無料入館
- 3 分館西山荘で会員証の提示により、ご本人（法人の場合は該当法人の所属者）と同伴2名様までの優待料金での入場
- 4 ニュースレター「水葵」の無償受納
- 5 内覧会、館企画のイベント、館企画の美術館・史跡探訪等に優先的に参加すること（但し、必要に応じて実費をいただきます）
- 6 ミュージアムショップ、ガーデンテラスの割引特典（但し、一部商品を除く）
- 7 館内の銘板へのご芳名掲出

特別会員（個人・法人）

- 1 会員証の発行
- 2 徳川ミュージアムで会員証の提示により、ご本人（法人の場合は該当法人の所属者）と同伴5名様までの無料入館。特別鑑賞料については、ご本人（法人の場合は該当法人の所属者）のみ無料
- 3 分館西山荘で会員証の提示による、ご本人（法人の場合は該当法人の所属者）と同伴5名様までの優待料金でのご入場

*その他は維持会員の4・5・6・7の特典と同じとする。

(会費)

第4条 会費は、別途細則を作成する。

2 会費納入は、各施設の受付にて現金支払、もしくは銀行口座自動引落サービスを原則とする。

(会費の使途)

第5条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

- 2 第1項の定めにかかわらず、法人は会費の50%未満を法人の管理費に充てることができる。

(有効期限)

第6条 会員資格の有効期間は、会費納入のあった翌月から1年間とする。

(入退会)

第7条 入会を希望する者は、入会申込書を提出し、銀行口座の自動引落サービスの口座登録が完了した時もしくは、各施設の受付にて現金支払した日をもって、会員の資格を得られるものとする。

- 2 退会を希望する場合は、会員月の1ヶ月前までにその旨を明記した書面を提出するとともに会員証を返納する。
- 3 会員が死亡したときは、近親者から連絡された死亡の日をもって退会したものとみなす。
- 4 会員としての体面を著しく傷つけた場合は、会員を除名する事ができる。
- 5 前2項に該当する場合であっても、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改正)

第8条 この規則の改正は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。